

小規模多機能型居宅介護 凜 重要事項説明書

1 事業主体概要

事業主体名	合同会社しずない介護サービス
法人の種類	合同会社
代表者名	代表社員 遠藤 敏弘
所在地	日高郡新ひだか町静内神森248番地10
基本理念	「誰もが住み慣れた場所でごく普通に暮らせる幸せを創造する」 <ul style="list-style-type: none">・コンプライアンスを推進する・高品質のサービスを提供する・優秀な人材の育成に注力する・地域包括ケア体制を構築する・適性利益を継続的に確保する

2 事業所の概要

事業所名	小規模多機能型居宅介護 凜
目的	合同会社しずない介護サービスが開設する小規模多機能型居宅介護 凜（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者の居宅及び事業所において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活が営むことができるようにすることを目的とする。
運営方針	「すべての人々が自立、尊厳を持って暮らせる質の高いサービスを提供します」 <ul style="list-style-type: none">・これまでの生活を継続できる個別ケアを行います・その人らしく生活してもらうための支援をします・できる限りおむつを使わない排泄ケアを目指します・「食べたい」を可能にするセレクトメニューを行います・身体拘束ゼロを厳守します・看取り介護体制の充実を目指します・地域の「介護拠点」としての役割を担います
管理者	江川 恵
開設年月日	平成30年3月15日
所在地	日高郡新ひだか町静内神森248番地10
電話番号	0146-49-0900

FAX番号	0146-42-1910
居室の概要	6畳 9室(個室)
共用施設の概要	トイレ、洗面所、浴室、脱衣室、台所、居間、食堂、玄関、ユーティリティー、その他
緊急対応、防火設備等	ナースコール(各居室)、自動火災通報装置、消火器等、火災報知器、スプリンクラー、

3 協力医療機関

1 協力医療機関名	山田クリニック
診療科目	内科
所在地	日高郡新ひだか町静内旭町1丁目30番27号
2 協力医療機関名	山口歯科医院
診療科目	歯科・矯正歯科
所在地	日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目1番72号
3 協力医療機関名	石井病院
診療科目	精神科・神経科・内科
所在地	日高郡新ひだか町静内高砂町3丁目3番1号

4 職員体制

管理者	1名	(常勤1名、介護支援専門員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の介護従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行ないます。
介護支援専門員	2名	(常勤兼務2名、1名は管理者との兼務) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、連携する居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行ないます。
介護従業者	12名以上	(その内看護師2名以上) 介護従業者は、利用者の自宅を訪問し、利用者が通い又は泊まった時に生活上の全般の支援等を行ないます。 看護師は、利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携等を行ないます。

5 営業日・時間等

営業日	365日
通いサービス時間	午前9時～午後4時
宿泊サービス時間	午後4時～翌午前9時
訪問サービス時間	24時間
事業の実施区域	新ひだか町静内地区

6 勤務体制

昼間の体制	日勤	8：30～17：30	(6名以上)
夜勤の体制	夜勤	16：00～翌9：00	(1名)

7 登録定員・利用定員 登録定員29名

通いサービス	18名 (1日)
宿泊サービス	9名 (1日)

8 サービス及び利用料等 (契約書第4条・第5条参照)

保険給付サービス 食事・排泄・入浴 (清拭)・着替えの支援・機能回復支援・看護職員による健康状態の把握・支援等は要介護等 (介護予防に当たっては要支援1・2) に応じて包括的に提供され、各利用者の負担割合に応じた額を事業所に支払うこととなります。尚、介護報酬改定により変更になる場合には、改めて説明して同意を頂きます。

介護度	サービス利用料 (1割負担)	サービス利用料 (2割負担)	サービス利用料 (3割負担)
要支援1	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	27,209円	54,418円	81,627円

保険対象外サービス 下記料金に従い利用に応じた自己負担となり、料金の改定を行なう場合は、理由を付して事前に説明して同意を頂きます。

食事に要する費用 朝食330円 昼食550円 夕食550円 おやつ100円
 宿泊に要する費用 個室：3,000円/1泊 ※ 但し、利用者及び家族等の経済状況等を勘案し、金額を変更することができます。

オムツその他 実費負担

日常生活費 日用品費150円 (1日) 光熱水費300円 (1日)
 教養娯楽費150円 (1日) 暖房費300円 (1日、9月～5月)

利用料の支払い 利用者はサービス利用料自己負担分・食事に要する費用・宿泊に要する費用・光熱水費 (1日) と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。

利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法 (窓口での支払い、口座振り込みなど) で支払うものとします。

支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護》

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	新規利用日から30日間の加算料金
認知症加算（Ⅰ）	920	9,200円	920円	1,840円	2,760円	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置及び利用者、研修要件等
認知症加算（Ⅱ）	890	8,900円	890円	1,780円	2,670円	認知症介護実践リーダー研修修了者配置及び利用者要件
認知症加算（Ⅲ）	760	7,600円	760円	1,520円	2,280円	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算（Ⅳ）	460	4,600円	460円	920円	1,380円	要介護2であって、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ
看護職員配置加算（Ⅰ）	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円	専従の看護師1名以上配置
看護職員配置加算（Ⅱ）	700	7,000円	700円	1,400円	2,100円	専従の准看護師を1名以上配置
看護職員配置加算（Ⅲ）	480	4,800円	480円	960円	1,440円	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置
看取り連携体制加算	64	640円	64円	128円	192円	死亡日及び死亡日以前30日以下、看護師配置
訪問体制強化加算	1,000	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	訪問回数が延べ200回以上

要介護度による区分なし

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円	地域包括ケアの推進等の要件あり
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800	8,000円	800円	1,600円	2,400円	地域包括ケアの推進等の要件あり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350	3,500円	350円	700円	1,050円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 149/1000	左記単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 146/1000	左記単位数 ×地域区分				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 134/1000	左記単位数 ×地域区分				
特別地域小規模多機能型居宅介護加算	所定単位数の 15/100	左記単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要支援度による区分なし	初期加算	30	300円	30円	60円	90円	新規利用日から30日間の加算料金
	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円	地域包括ケアの推進等の要件あり

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800	8,000円	800円	1,600円	2,400円	地域包括ケアの推進等の要件あり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350	3,500円	350円	700円	1,050円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 149/1000	左記単位数 ×地域区分	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 146/1000	左記単位数 ×地域区分				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 134/1000	左記単位数 ×地域区分				
特別地域予防小規模多機能型居宅介護加算	所定単位数の 15/100	左記単位数 ×地域区分	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。

9 介護保険の給付外でのサービスの内容及び取扱いについて。

(1) 金銭管理について

利用者及びその家族から自らの金銭を管理することが困難な場合は、利用者の申し出により事業者において預かり金依頼書の記名、押印を持って金銭の管理を代行いたします。詳細は次の通りです。

- ① 管理限度額 日常生活に必要な相当額とします。
- ② 管理形態 金銭をお預かりし管理します。但し、利用者の特別な申し出により、事業者が管理可能と認めた場合には自己による管理を可能とします。

10 衛生管理

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように努めます。尚、事業所で「感染症の予防及びまん延

の防止のための指針」を作成し、その指針に基づき行なっていきます。

1.1 緊急時の対応（契約書第2.1条参照）

事業所は、現に通いサービスの提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、または協力医療機関の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

1.2 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を行ないます。また、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。尚、その損害賠償を適切に対応がとれるように、損害賠償保険に加入しています。

1.3 苦情の受け付けについて（契約書第2.3条参照）

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

職・氏名 管理者 江川 恵

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ポストを玄関に設置しています。

(2)行政機関、その他の苦情受付機関

日高中部広域連合	所在地	日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号
	電話番号	0146-42-5103
	FAX	0146-45-0122
国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX	011-233-2178
北海道社会福祉協議会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2, 7
	電話番号	011-241-3766
	FAX	011-251-3971

1.4 個人情報の保護

事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。また、利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しませんが、外部への情報提供についてはあらかじめ利用者又は家族の同意を書面にていただきます。

15 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催します。（「高齢者虐待防止委員会」）
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。（「高齢者虐待防止のための指針」）
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する担当者を設置します。

担当者：管理者 江川 恵

また、サービス提供中に事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

16 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はしません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。尚、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催します。（「身体的拘束等適正化検討委員会」）
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。（「身体的拘束等の適正化のための指針」）
- (3) 身体的拘束等の適正化をすすめるための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する担当者を設置します。

担当者：管理者 江川 恵

17 運営推進会議

事業所の行う事業内容等が適切に行われ、地域に開かれたサービスとして、質の確保がなされているかの評価を受けるとともに、地域の要望や助言等を聞かせてもらう機会として、2月に1回運営推進会議を開催しています。

18 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) この計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて内容等を変更します。

19 その他

- (1) 事業所は、全ての介護従業者に対し認知症介護に係る基本的な研修を受講してもらいます。また、従業者の質的向上を図るための研修を毎月行っています。

(2) 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針を明確化して、必要な措置を講じています。(「ハラスメント防止対策に関する指針」)

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護 凍

説明職氏名 管理者 江 川 恵 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名
契約者（親族代表者） 住 所
氏 名 印
続 柄

* この重要事項説明書は、厚生労働省第39号（平成12年3月31日）第4条の規程に基づき、入居申込み者又は、ご家族への重要事項の説明のために作成したものです。